

平成 20 事務年度 保険会社等向け監督方針のポイント

1. 契約者等の安心・利便の向上に向けた取組みの促進

- 保険金等の支払に関し、経営陣が主体的に関与する態勢が整備されているか、内部監査が適切に行われているか、契約者等が自ら必要な保険金等を容易かつ主体的に請求できるような環境（自己責任原則を発揮できるような環境）が整備されているか検証。
- 保険募集に関し、販売・勧誘ルール遵守状況、保険金等の請求手続についての説明態勢を検証。損害保険会社の過徴収については各社の取組状況を適切にフォロー。
- 契約者等からの相談・苦情に関し、その発生原因を把握・分析し業務改善に活用していく態勢が構築されているか検証。

2. リスク管理の高度化の促進

- サブプライムローン問題に関する教訓を生かし、保有する金融商品等の特性に応じたリスク管理がなされているか検証。また、リスク情報の開示の充実を促す。
- ソルベンシー・マージン比率について、短期的にはリスク評価の精緻化等の改善を行う。中期的には経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けて検討。

3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

- 保険会社グループの業務範囲拡大やファイアウォール規制の見直しなどを円滑に実施。また、海外に進出している保険会社について、海外営業拠点の監督・管理態勢を検証。
- 少額短期保険業者の経営管理態勢、財務の健全性等に関し、丁寧に指導・監督。
- 特定保険業者の少額短期保険業者等への円滑な移行の確保、財務状況等の適切な実態把握。また、保険業を行っている公益法人の実態把握、円滑な移行に努める。
- 保険募集形態の特色に応じた適切な募集が行われているか検証。

4. 金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の浸透と具体化

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。検査部局との一層の連携、海外当局との連携。
- 双方向の議論・対話により、保険会社等との間で問題点や改善の方向性について認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。